

業務改善助成金の解説

静岡労働局

雇用環境・均等室

—— 業務改善助成金の概要 ——

1

最低賃金制度とは？

働くすべての方に、
賃金の最低額を保障する制度です。

年齢や、パート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず適用されます。

静岡県では令和6年10月1日から地域別最低賃
金が984円から1,034円に引き上げられました。

使用者は、最低賃金額以上の賃金を支払わな
ければなりません。

地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない
場合には、最低賃金法による罰則（50万円以
下の罰金）の適用もあり得ます。

もう、チェックした？

 静岡県
最低賃金

時間額

1034円

令和6年10月1日から

※ 産業によって、特定最低賃金が定められているものがあります。

年齢に関係なくパートや学生アルバイトを含め、
すべての労働者に適用されます。
賃金が最低賃金以上になっているか、確認してみましょう。

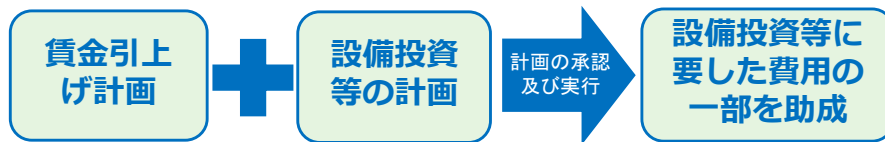
☒ 必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、
使用者は、その最低賃金以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

 静岡県労働局

業務改善助成金の概要

事業場内の最低賃金（事業場内で最も低い時間給）を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成する。



助成対象の例

設備投資

- ▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮

コンサルティング

- ▶ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上

その他

- ▶ 顧客管理情報のシステム化

【対象事業場】

- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内

【助成率】

1,000円未満	1,000円以上
4/5	3/4

【助成対象の特例的な拡充】

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率が3%ポイント以上低下した事業者に関し、以下の経費も助成。

- ・乗車定員7人以上又は200万円以下の乗用自動車及び貨物自動車等
- ・パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器の新規導入



【助成上限額】

引上げ労働者数	30円コース	45円コース	60円コース	90円コース
1人	30万円（60万円）	45万円（80万円）	60万円（110万円）	90万円（170万円）
2～3人	50万円（90万円）	70万円（110万円）	90万円（160万円）	150万円（240万円）
4～6人	70万円（100万円）	100万円（140万円）	150万円（190万円）	270万円（290万円）
7人以上	100万円（120万円）	150万円（160万円）	230万円	450万円
10人以上	120万円（130万円）	180万円	300万円	600万円

※（ ）書きの上限額は、事業場規模30人未満の事業者が対象。

※ 引上げ労働者数10人以上の助成上限額区分は、原材料費の高騰などの影響を受けている事業者（売上高総利益率又は売上高営業利益率が昨年と比較して3%ポイント減）又は事業場内最賃1,000円未満の場合のみ対象。

業務改善助成金について

業務改善助成金は、中小企業の生産性向上を支援し、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い時間給）の引上げを図るための制度です。



対象事業者など

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇・賃金引き下げなどの不交付要件がないこと

以上の要件をすべて満たした場合に、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて、（労働基準法に基づく）事業場を1つの単位として申請します。



事業場内最低賃金とは

事業場で最も低い時間給をいいます。

事業場内最低賃金は、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定します。（時間給制、日給制、月給制の場合などによって計算方法が異なります。また、計算の際に算入しない手当等があります。）

生産性向上に資する設備投資の例

設備投資

- ▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ▶ 顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化

コンサルティング

- ▶ 国家資格者等による業務フロー見直し及び顧客回転率の向上

その他

- ▶ 店舗改装による配膳時間の短縮

（留意事項）
・ 事業場内最低賃金の引上げや設備投資等は、これから実施するものが助成の対象となります。
・ 労働者（従業員）の事業場内最低賃金を引き上げるための支援制度であるため、労働者（従業員）がいない場合は、助成の対象となりません。

助成上限額や助成率の決定方法、助成金額の計算

8人の労働者（従業員）がいる事業場で、事業場内最低賃金の1,034円で働く5人の労働者（従業員）の賃金を1,084円まで（+50円）引き上げる例。（賃金引き上げに合わせて200万円の設備投資を実施予定。）

助成上限額

- 50円引き上げるので「45円コース」が対象。
 - 5人の労働者を引き上げるので、「4～6人」の区分。
 - 事業場が8人なので、30人未満の助成上限額が適用。
- ▶ **助成上限額は140万円**

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

助成率

- 引き上げ前の事業場内最低賃金が1,034円なので、1,000円以上の助成率が適用
- ▶ **助成率は3/4**

1,000円未満	4/5
1,000円以上	3/4

助成金額の計算

設備投資費用（200万円）に助成率（3/4）をかけた金額と助成上限額（140万円）とを比較し、いずれか安い方の金額が助成されます。

150万円
(=200万円×3/4)

>

140万円
(=助成上限額)

➡ 140万円が助成されます。

賃金を上げる労働者の留意点

- 全ての労働者の賃金を新しい事業場内最低賃金以上まで引き上げる必要があります。（残り3人の労働者が1,035円で働いていたなら、この3人も1,084円以上に引き上げる必要があります。）
- 事業場内最低賃金の者以外でも、申請コースの額以上賃金を引き上げた場合は引上げ人数にカウントされる場合があります。（1,035円で働く残り3人の労働者を1,084円以上に引き上げれば、8人の労働者を引き上げたことになります。よって、「7人以上」の区分が適用され、助成上限額が160万円になり、上限額の範囲内となったため、150万円が助成されます。）

特例的な拡充制度

業務改善助成金では、賃金引上げが困難と考えられる事業者などに対し、助成上限額・助成率・助成対象経費の特例的な拡充を実施しています。

特例的な拡充が受けられる事業者

事業者の状況	助成 上限額	助成率	助成対象 経費
①申請事業場の事業場規模が30人未満である場合	○	×	×
②申請事業場の事業場内最低賃金額が1,000円未満の場合	○※	○	×
③事業主の事業状況（利益率）が一定の要件を満たす場合	○※	×	○※

※書きは、特例事業者に該当する場合に拡充が受けられるものです。

- ①に該当する場合は、助成上限額表の一番右の額が適用されます。
- ②に該当する場合は、10人以上の労働者を引き上げる際に、助成上限額表の「10人以上」の区分が適用（上限額が拡大）されます。また、助成率表の「1,000円未満」の助成率が適用されます。
- ③に該当する場合は、10人以上の労働者を引き上げる際に、助成上限額表の「10人以上」の区分が適用（上限額が拡大）されます。また、助成対象経費として認められていない一部の経費が助成対象経費として認められます。

<助成上限額>

コース 区分	事業場内 最低賃金 の引き上 げ額	引き上げる労 働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満 の事業者
30円 コース	30円以 上	7人以上	30万円	60万円
		7人以上	50万円	90万円
		7人以上	70万円	100万円
		10人以上※	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円

①に該当している
場合に適用

②・③に該当している
場合に適用

<助成率>

1,000円以上	3 / 4
1,000円未満	4 / 5

②に該当している
場合に適用

<助成対象経費>

助成対象経費として認められない一定の自動車や新規に導入するPCなど。

③（物価高騰等要件）に該
当している場合に適用

「特例事業者」とは

業務改善助成金では、一定の要件に当てはまる事業者を「特例事業者」として、助成対象経費等の拡充を実施しています。

特例事業者

特例事業者は、以下のA又はBのいずれかを満たした場合に該当します。

A) 賃金要件

事業場内最低賃金が1,000円未満の事業場に係る申請を行う事業者

(例)

事業場内最低賃金が980円である事業場



B) 物価高騰等要件

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率（売上高総利益率又は売上高営業利益率）が、前年同期に比べ、3%ポイント以上低下している事業者

(例)

物価高騰等の影響で、月の売上高総利益率が昨年と比較して4.2%ポイント（20.3%→16.1%）以上低下



助成対象経費の拡充

通常は「生産性向上資する設備投資」が助成対象経費であるところ、特例事業者の物価高騰等要件（B）に該当すれば、以下の経費も対象となります。

- ・乗車定員7人以上又は200万円以下の乗用自動車及び貨物自動車等
- ・パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器の新規導入



（令和6年度までの措置）「生産性要件」
令和6年度までは、以下の要件に該当する場合、助成率が上がる特例的な拡充として「生産性要件」がありましたが、令和7年度から廃止されています。

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

業務改善助成金申請に 当たっての注意事項

業務改善助成金の申請について

申請に必要な書類

以下の書類を添えて、事業場を管轄する労働局長あてに申請を送付する必要があります。

交付要綱

(交付申請手続)

第5条 業務改善助成金の交付を受けようとする事業者は、様式第1号による申請書に次に掲げる書類を添えて、別途定める期間までに所轄労働局長に提出しなければならない。

(要領第3の1)

第1項の「別途定める期間」は、第1期を令和7年4月14日から令和7年6月13日、第2期を令和7年6月14日から申請事業場の都道府県において適用される令和7年度地域別最低賃金の発効日の前日とする。第3期以降、受付を行う際には、別途定める。

一 助成対象経費の見積書

要領第4で、原則として二者以上の見積もりが必要となっています。

二 第4条第3項に規定する特例事業者に該当することを確認できる書類（業務改善助成金の交付を受けようとする事業者が特例事業者の適用を希望する場合に限る。）

特例事業者に該当する場合に提出が必要です。

三 助成金を交付する目的に必要な範囲で、所轄労働局長が提出を求める書類

特例事業者の物価高騰等要件に該当する場合に提出が必要です。

様式第1号本体の他、別紙1・別紙2も必要です

要領第3の1に定められています。

チェックリストや記載例が厚生労働省ホームページに掲載されています。

<イメージ図>

業務改善助成金の要件の詳細について

交付要綱第4条第1項（令和7年4月1日～）

（対象事業者及び交付額）

第4条 ①日本国内に事業場を設置している中小企業事業者において、
当該事業場における雇入れ後6月を経過した労働者の当該事業場で最も低い時間当たりの賃金額（以下「事業場内最低賃金」という。）を、
交付決定の属する年度の1月31日までに、別表第1の申請コース区分
ごとに定める第2欄の引上げ額を満たすよう引き上げるとともに、就業規則その他これに準ずるものにより当該引上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを定めた場合であって、
交付決定の属する年度の1月31日までに、生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等（以下「生産性向上等に資する設備投資等」という。）を行い、別表第4に掲げる経費（以下「助成対象経費」という。）を支出したときは、当該事業者に対して、予算の範囲内で業務改善助成金を交付する。

- ① 日本国内に事業場を置く事業者であること
- ② 中小企業事業者であること
- ③ 雇入れ後6か月を経過した労働者を使用していること
- ④ 原則として、1月31日までに、事業場で最も低い賃金を申請コース区分で定める額以上引き上げること
- ⑤ 引上げ後の賃金額を事業場内最低賃金額として、就業規則等に規定すること
- ⑥ 原則として、1月31日までに、生産性向上、労働能率増進に資する設備投資等の経費を支出すること

以上を満たした計画が提出されたら、申請事業主に対して、「交付決定」をします。

交付決定後、申請事業主は計画どおりに賃金引上げと設備投資を実施し、実績報告書・支給申請書を提出します。これらを審査し、計画どおりの内容で実施された場合は、「支給決定」をします。

対象事業者（中小企業・小規模事業者）について

中小企業・小規模事業者とは

交付の対象事業者である「中小企業・小規模事業者（中小企業事業者）」とは、要綱で以下のとおり定義されています。

（定義）

第2条 この交付要綱において、「中小企業事業者」とは次の各号のいずれかに該当する事業者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が300人以下の事業者であって、次号から第4号までに掲げる業種以外の業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が50人以下の事業者であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

※ただし、大企業の子会社である中小企業は対象外（交付要綱第2条第2項）

業種については、日本産業分類（第13回改定（平成26年4月1日施行））に基づき判断します。要領の（別紙1）にも記載があります。

(別紙1) (要領抜粋)

(第13回改定(平成26年4月1日施行))

中小企業基本法上の類型	日本標準産業分類上の分類
卸 売 業	大分類1(卸売業、小売業)のうち 中分類50(各種商品卸売業)
	中分類51(繊維・衣服等卸売業)
	中分類52(食料品卸売業)
	中分類53(建築材料、鉱物・金属材料等卸売業)
	中分類54(機械器具卸売業)
	中分類55(その他の卸売業)
	大分類1(卸売業、小売業)のうち 中分類56(各種商品小売業)

業種	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する企業全体の労働者数
一般産業（下記以外）	3億円以下の法人	300人以下
卸売業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小売業	5,000万円以下の法人	50人以下

① 資本金の額又は出資の総額、② 常時使用する企業全体の労働者数のいずれかの要件を満たすことが必要。

事業場内最低賃金の計算

計算方法

事業場内最低賃金は、交付要領第2の1のとおり、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定します。時間給、日給、月給など、様々なケースに応じて計算方法が異なります。また、一部算入しない手当もあります。

計算の概要は以下のとおりですが、変動する歩合給が支払われている場合は、一部計算が異なりますので、Q & Aをご参照ください。

第2 交付要綱第4条（対象事業者及び交付額）関係

1 この条に掲げる「賃金」は、最低賃金法（昭和34年法律第137号。以下「最賃法」という。）第2条第3号に定める賃金とし、「時間当たりの賃金」の算定は、最賃法第4条第3項、第4項及び最賃法施行規則第2条の規定を適用する。

確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合	時間給 円 ≥ 最低賃金額(時間額) 円
2 日給の場合	日給 円 ÷ 1日の平均所定労働時間 時間 = 時間額 円 ≥ 最低賃金額(時間額) 円
3 月給の場合	月給 円 ÷ 1か月の平均所定労働時間 時間 = 時間額 円 ≥ 最低賃金額(時間額) 円
4 上記 1, 2, 3 が 組み合わせられている場合	例えば、基本給が日給で 各手当(職務手当など)が 月給の場合 ① 基本給(日給) → 2 の計算で時間額を出す ② 各手当(月給) → 3 の計算で時間額を出す ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
①臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥稼働手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

事業場内最低賃金とは

事業場内最低賃金は、事業場で最も低い時間給を指します。事業主が計算の際に役立てられるよう、厚生労働省のホームページに「最低賃金の対象となる賃金」「最低賃金以上かどうか確認する方法」について掲載していますのでご参照ください。

事業場内最低賃金とは

事業場内最低賃金は、事業場で最も低い時間給を指します。
(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後6か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要がある点にご留意ください。)

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

事業場内最低賃金の計算に当たり、算入する手当が異なりますので、詳しい内容は【[最低賃金の対象となる賃金](#)】をご参照ください。
また、時間給制、日給制、月給制の場合などによって計算方法が異なりますので、詳しい計算方法は【[最低賃金以上かどうかを確認する方法](#)】をご参照ください。
(歩合給制の場合は、業務改善助成金においては一定の計算方法によって算出します。詳しくはQ & Aをご参照ください。)

なお、手当の形態が複雑であるなど、事業場内最低賃金の算出が難しい場合は、[管轄の労働局雇用環境・均等部室又は賃金課室](#)にご相談ください。

(お知らせ)
事業場内最低賃金の計算方法は、[最低賃金特設サイト](#)でも確認できます(「[最低賃金のチェック方法は？](#)」参照)。
また、月給制など、計算が難しい場合は「[あなたの賃金を比較チェック](#)」もご活用ください。

事業場内最低賃金の引上げの考え方

追い抜かされる労働者について

交付要綱第4条第1項で「就業規則その他これに準ずるものにより当該引上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを定めた場合」とあるので、引き上げ後の賃金額に追い抜かされる労働者も、事業場内最低賃金額まで引き上げる必要があります。

(対象事業者及び交付額)

第4条 (略) 就業規則その他これに準ずるものにより当該引上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを定めた場合であって、(略)

→ カウント表のBがこれに当たります。
(Bは最低1,070円以上 (+10円) であれば問題ありません)

労働者のカウントについて

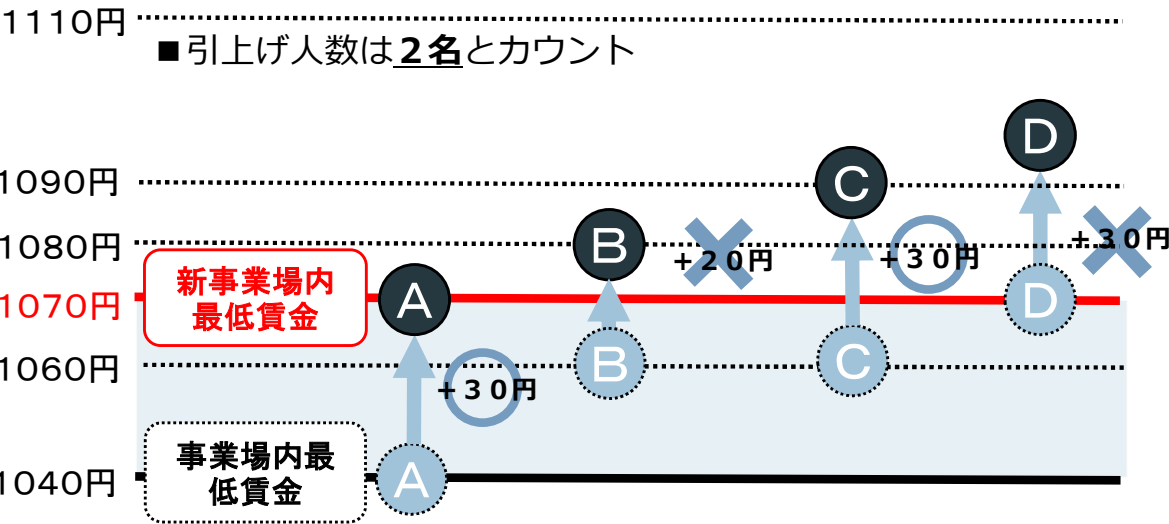
交付要領第10において、引き上げ後の賃金を下回る労働者の賃金額について、要綱に定める引き上げ額を満たすように引き上げる場合は、引上げ労働者数に含める (= 引上げ人数にカウントしてよい) ことができます。

第10 交付要綱別表第1及び第2関係

事業場内最低賃金を引き上げた労働者の引上げ後の賃金額を下回る労働者の賃金額について、別表第1第2欄の引き上げ額を満たすよう引き上げる場合は、別表第1第4欄又は別表第2第1欄に規定する引上げ労働者数に含めるものとする。(略)

→ カウント表のCがこれに当たります。

<引上げ対象人数カウント表>



A : 引上げ人数としてカウント

B・C :
新事業場内最低賃金以上に引き上げる必要がある。ただし、引上げ人数としては、申請コースの額 (30円) 以上引き上げている Cのみ 対象。

D : 既に新事業場内最低賃金以上なので、30円以上引き上げてもカウントしない。

<就業規則等により定めるとは>
以下のような形で、就業規則等に「事業場内最低賃金額」を定めることを指します。
(詳しくは記入例を参照ください。)

第6条 当社における最も低い賃金額は、時間給又は時間換算額1,070円とする。ただし、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第7条に基づく最低賃金の減額の特例許可を受けた者を除く。
② 前項の賃金額には、最低賃金法第4条第3項に定める賃金を算入しない。また、時間換算額の算出方法は、最低賃金法施行規則第2条の定めるところによる。
附則 この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

生産性向上・労働能率の増進に資する設備投資等について

生産性向上等に資する設備投資等の考え方

生産性向上・労働能率の増進に資する設備投資等に該当するかどうかについては、単に**事業場の生産活動の効率化**が図られるものの他、

- ・ 事業場の**売り上げ増**が図られるもの
- ・ 事業場の**収益改善**が見込まれるもの



も生産性向上等に資する設備投資等と考えられます。

その他、以下のような助成対象となり得るもの（なり得ないもの）などについて、詳しくはQ&Aの「V 業務改善について」をご参照ください。

- ・ 賃金引上計画の対象労働者と関連しない設備投資等（Q&A問29）
- ・ 相互に関連しない設備投資等（Q&A問30）
- ・ もっぱら事業主が使用する設備投資等（Q&A問36） など

<事業完了期限について>

①**設備投資等の納品日**、②**助成対象経費の支払完了日**、③**賃金引上げ日（就業規則等の改正日）**のいずれか遅い日が事業完了期限となります。

交付要綱では、これらを「交付決定の属する年度の1月31日まで」に実施することを求めています。（ただし、やむを得ない理由がある場合は、一定の手続きのもと、「交付決定の属する年度の3月31日まで」延長ができます。）

設備投資等の経費を支出することについて

交付要綱第4条に、「生産性向上・労働能率の増進に資する設備投資等を行い、別表第4に掲げる**経費を支出したとき**」とあるとおり、生産性向上・労働能率の増進に資する設備投資等の**支払いが完了**することが必要です。具体的には、交付要領第13の3のとおり、

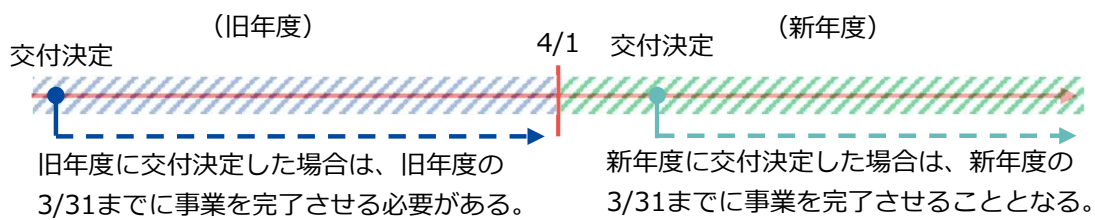
- ・ 原則は振込払いとすること
- ・ クレジットカード、小切手、約束手形等による支払いは、交付決定の属する年度の1月31日までに口座から引き落とされていること

ことを求めています。（ただし、やむを得ない理由がある場合については、一定の手続きのもと、3月31日までの延長が認められます。）

このため、年度末近くに行われた申請で、

- ・ クレジットカード払い等のため、年度内（3月31日まで）までに支払いが完了する見込みがない場合
- ・ （支払いが年度内に完了する見込みでも）設備投資等の納入が年度内（3月31日まで）までに完了する見込みがない場合

などに該当するときは、（賃上げを急ぐ特段の事情がないのであれば）、**翌年度の交付決定に繰り越していただくこともあります。**



不交付要件や申請の単位について

業務改善助成金の交付が受けられない場合について

①申請書の提出日の前日から起算して6月前の日から支給申請日の前日又は賃金額を引き上げてから6月を経過した日のいずれか遅い日までの間に、

- ア 労働者を解雇した場合
- イ 労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合
- ウ 所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少により、月当たりの賃金額を引き下げた場合
- エ 助成対象経費を対象として他の助成等を受けている場合

②過去に業務改善助成金を受けた事業場で、当時定めた事業場内最低賃金額を下回っている場合

③労働関係法令に違反していることが明らかとなった場合

④適正化法第17条に規定する補助金等の決定の取消しその他これに準ずる処分を受けている場合

⑤法人の役員等に暴力団員に該当する者がいる事業場、暴力団員が経営に関与している事業場等であると認められた場合

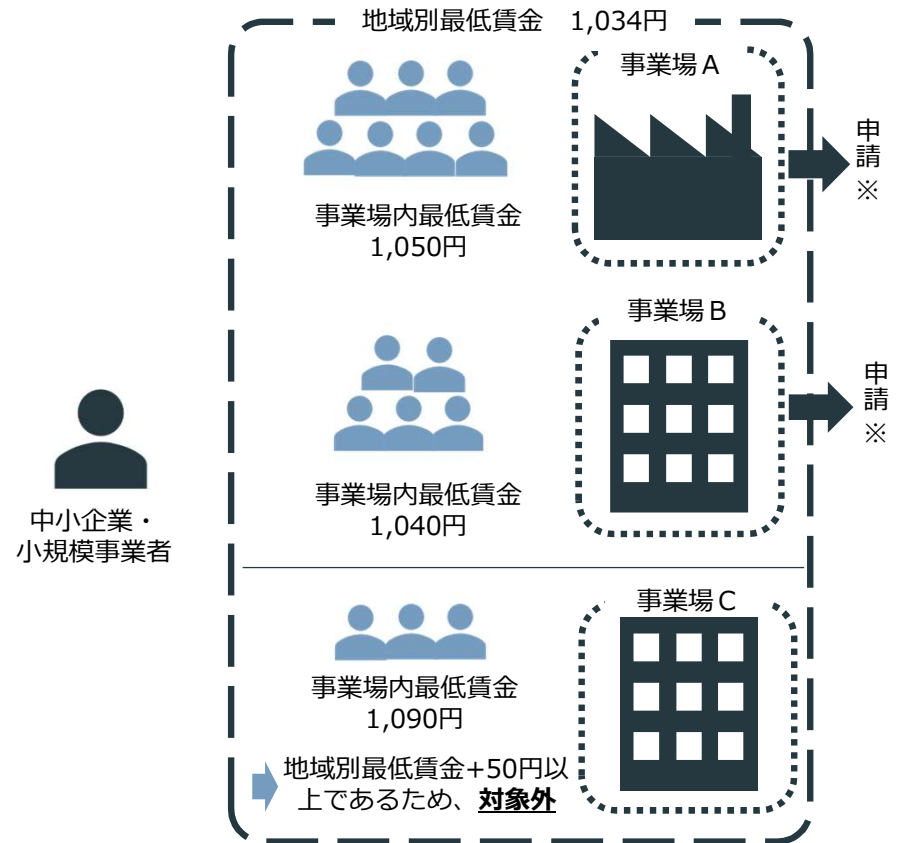
⑥労働保険料の滞納がある場合

⑦倒産している場合

など（詳細は交付要綱第4条第4項第1号～第10号をご確認ください。）

申請の単位について

要綱第4条第1項で事業場内最低賃金の引き上げを求めていることや要領第3の4「申請書は、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局の担当部署に」から、申請は事業場ごとにしていただくこととなります。



※工場・事務所など、それぞれの事業場ごとに申請

ただし、事業主単位の年間申請上限額 600万円

昨年度からの変更点について

1. 特例事業者要件	「生産性要件」が終了（賃金要件と物価高騰等要件は引き続き継続） 賃金要件950円以上→1,000円以上		
2. 助成率区分の変更	「1,000円未満（5分の4）」、「1,000円以上（4分の3）」		
3. 申請受付期間と賃金引上げ期間	第1期	申請期間 賃金引上げ期間	令和7年4月14日～令和7年6月13日 令和7年5月1日～令和7年6月30日
	第2期	申請期間 賃金引上げ期間	令和7年6月14日～地域別最低賃金改定日の前日 令和7年7月1日～地域別最低賃金改定日の前日
4. みなし大企業対象外	事業者から大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）は対象外		
5. 申請上限額	事業主単位の年間申請上限額600万円		
6. 事業完了期限	令和8年1月31日まで		

※令和6年度に申請いただき、令和7年4月1日以降に交付決定を受けた事業者は、令和6年度に申請されたものとして扱われますので、令和7年度も申請可能です。

初めて申請される方へ

厚生労働省ホームページの活用



ひとくらし、あらいたるために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

[ホーム](#)

[本 文 へ](#)
[お問い合わせ窓口](#)
[よくある御質問](#)
[サイトマップ](#)
[国民参加の](#)

[テーマ別に探す](#)
[報道・広報](#)
[政策について](#)
[厚生労働省について](#)
[統計情報・白書](#)
[所管の法令等](#)
[申請・募集・情報](#)

[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [雇用・労働](#) > [労働基準](#) > [事業主の方へ](#) > [事業主への支援・助成金等一覧](#) > [最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業](#) > [業務改善助成金](#)

雇用・労働

業務改善助成金

[お知らせ](#)
[業務改善助成金について](#)
[事業場内最低賃金とは](#)
[地域別最低賃金とは](#)

[生産性要件](#)
[特別事業者](#)
[業務改善助成金の手続き（フロー図）](#)

[交付決定を受けた後の注意事項](#)
[交付要綱・各種様式](#)
[申請のお役立ちツール](#)

[お問い合わせ先・申請先](#)

[政策について](#)

[分野別の政策一覧](#)

[健康・医療](#)

[福祉・介護](#)

[雇用・労働](#)

[雇用](#)

申請のお役立ちツール

- ・ [PDF 申請マニュアル \[999KB\]](#) 
- ・ [PDF 申請書等の記入例 \[3.5MB\]](#) 
- ・ 特例事業者の申出書記入例
- [PDF 物価高騰等要件に係る事業活動の状況に関する申出書（売上高総利益率）（記入例） \[131KB\]](#) 
- [PDF 物価高騰等要件に係る事業活動の状況に関する申出書（売上高営業利益率）（記入例） \[133KB\]](#) 
- ・ [PDF 業務改善助成金 Q & A \[339KB\]](#) 
- ・ [W 事業完了期限の延長の理由書（例） \[27KB\]](#) 
- ・ 仕入税額控除のマニュアル
- [PDF マニュアル本体 \[1.6MB\]](#) 
- [X マニュアル別添（記載様式） \[22KB\]](#) 

交付要綱・各種様式

令和7年度申請分

＜令和7年度当初版＞

- PDF [交付要綱 \[241KB\]](#)
- PDF [交付要領 \[366KB\]](#) 

(各種様式)

- ・ [W](#) [\(様式第1号\) 交付申請書 \[47KB\]](#) 
- ・ [W](#) [\(様式第3号\) 事業計画変更申請書 \[34KB\]](#) 
- ・ [W](#) [\(様式第5号\) 事業廃止承認申請書 \[32KB\]](#) 
- ・ [W](#) [\(様式第7号\) 事業完了予定期日変更報告書 \[31KB\]](#) 
- ・ [W](#) [\(様式第8号\) 状況報告 \[34KB\]](#) 
- ・ [W](#) [\(様式第9号\) 事業実績報告書 \[47KB\]](#) 
- ・ [W](#) [\(様式第10号\) 支給申請書 \[32KB\]](#) 
- ・ [W](#) [\(様式第12号\) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 \[32KB\]](#) 

- ・ [X 申請書等簡易作成ツール（令和7年度版） \[187KB\]](#) 

(物価高騰等要件に該当する場合に提出)

- ・ [W 物価高騰等要件に係る事業活動の状況に関する申出書（売上高総利益率） \[41KB\]](#)
- ・ [W 物価高騰等要件に係る事業活動の状況に関する申出書（売上高営業利益率） \[39KB\]](#) 

令和7年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など



業務改善助成金を支給
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

＜事業場内最低賃金とは？＞

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後6か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月以降に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に
申請

以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。

申請期限と賃金引き上げの期間

	申請期間	賃金引き上げ期間	事業完了期限
第1期	令和7年4月14日～ 令和7年6月13日	令和7年5月1日～ 令和7年6月30日	令和8年1月31日
第2期	令和7年6月14日～ 申請事業場に適用される 地域別最低賃金改定 日の前日	令和7年7月1日～ 申請事業場に適用される 地域別最低賃金改定 日の前日	令和8年1月31日

※第3期以降の募集を行う場合、別途HPにてお知らせいたします。

申請の流れや注意事項は
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの
詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

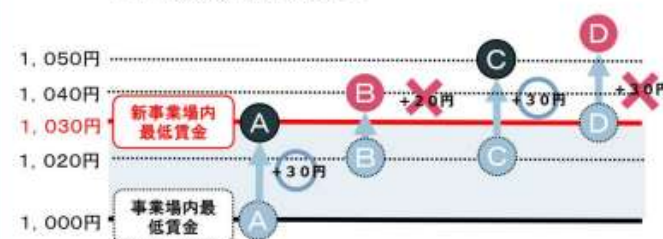
「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。（ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。）

＜例：事業場内最低賃金1,000円の事業場で30円コースを申請する場合＞

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に算入可
B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、算入不可
C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、算入可
D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、算入不可

1,070円
■引上げ人数は2名とカウント



A：引上げ人数としてカウント
B・C：
新事業場内最低賃金以上に引き上げる必要がある。ただし、引上げ人数としては、申請コースの額（30円）以上引き上げているCのみ対象。
D：既に新事業場内最低賃金以上なので、30円以上引き上げてもカウントしない。

助成率

1,000円未満	4/5
1,000円以上	3/4

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,000円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合があります。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象外となるパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります。）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、助成対象となる経費が拡充されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	- POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 - リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、**いずれか安い方の金額**となります。

<例> ○事業場内最低賃金が980円 →助成率4/5 ○8人の労働者を1,070円まで引上げ（90円コース） →助成上限額450万円 ○設備投資などの額は600万円	480万円 (=600万円×4/5) (設備投資費用×助成率)	>	450万円 (=助成上限額) (90円コースの助成上限額)
→ 450万円が支給されます。			

賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに引き上げていただく**必要があります。
- 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- 複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められないので、ご注意ください。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金（1,000円→1,050円）が発効される場合

発効日の前日（9月30日）までに事業場内最低賃金の引き上げ（1,005円→1,050円）を完了（※）

対象！

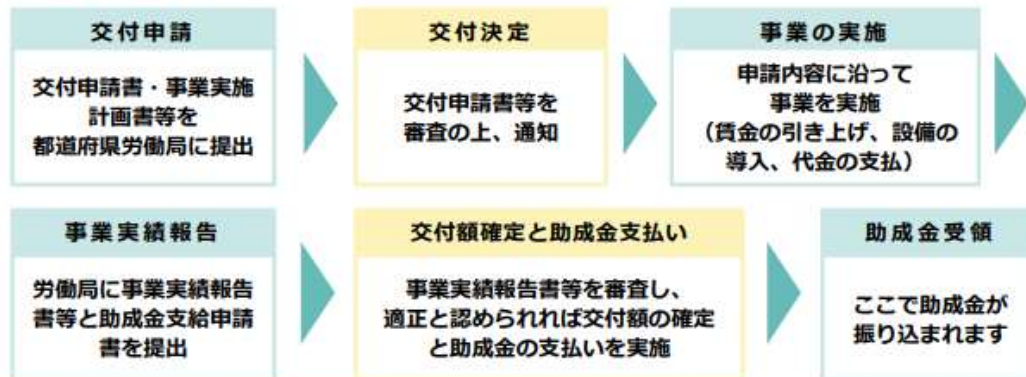
発効日の当日（10月1日）に事業場内最低賃金の引き上げ（1,005円→1,050円）を実施

対象外

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,050円である旨、定めていただく必要があります。

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。
労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。
事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 同一事業場の申請は年度内1回までです。

令和6年度からの主な変更点

- 事業主単位での申請上限600万円までとなりました。
- 大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）は対象外となりました。
- 基準となる事業場内最低賃金労働者の雇用期間が、「3か月以上」から「6か月以上」になりました。
- 事業完了期限が、2026（令和8）年1月31日※になりました。

※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2026（令和8）年3月31日とできる場合があります。

参考ウェブサイト

厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」

最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。

最低賃金特設サイト

全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

（参考）働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



業務改善助成金の事例集

厚生労働省ホームページにて、業務改善助成金が交付された事例集も掲載しています。

生産性向上の事例集

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoku/index.html

生産性向上の事例集 ～最低賃金の引上げに向けて～

この度、業種別中小企業団体助成金や業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して生産性向上を実現し、賃金の引上げを行った事例を集めた冊子を作成いたしました。

生産性向上のヒント集

生産性向上のヒント集

生産性向上のヒント集 (令和4年3月作成) [PDF形式: 7,312KB]

生産性向上のヒント集 (令和3年3月作成) [PDF形式: 9,625KB]

【業務改善助成金に関する事例】

事例4 巡回や介助を効率化する機器と新たな福祉車両の導入により業務負担を軽減

【企業概要】 【所在地】山形県 【従業員数】16人 【事業内容】介護事業

課題と対応

利用者の睡眠状態などが事務室からでは把握できず、またトイレや入浴の介助の際に職員の待機時間が長くなることがあった。また、福祉車両が小さく、車いすの種類によっては載せられなかった。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

実施概要

利用者の睡眠状態を事務室のモニターで確認でき、利用者や他の職員がボタンで職員を呼べるような機器と、あらゆる車いすを電動で載せられる福祉車両を導入したいと考えた。そこで、助成金を活用して、ベッドセンサー、ワイヤレスコール、新型福祉車両を導入した。

職員の業務負担を機器の導入によって軽減したい(社長)

<導入前>

巡回、介助、送迎の負担が軽減された

<導入後>

削減できた時間で、記録作成、備品管理、施設清掃、他の利用者の介助等が可能になった。

実施結果

ベッドセンサーとワイヤレスコールの導入により、遠隔でのモニター管理が可能になり、巡回や介助が1日の合計で約6時間削減された。さらに、どのような車いすでも電動にて1人で車中に載せられるようになった。

成果

巡回や介助等の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を134円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 県の介護事業担当部署からの提案

業種別事例集

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html#%E3%83%92%E3%83%B3%E3%83%88%E9%9B%86

業務改善助成金について

- 活用事例集
 - 製造業編
 - 卸売業・小売業編
 - 宿泊業・飲食サービス業編
 - 生活関連サービス業・娯楽業編
 - 医療・福祉編
 - 人材育成・教育訓練の活用事例
 - コロナ禍における効果的な取組事例
- 生産性向上のヒント集(冊子)

業務改善助成金業種別事例集(宿泊業・飲食サービス業編)

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度です。具体的な業種別の導入事例として、今回は「宿泊業、飲食サービス業」における生産性向上の設備投資の例をご紹介します。※業種は日本標準産業分類に基づく

調理器具類

【生産性向上の効果】

○導入前
仕込みや調理等作業に時間がかかり、他の作業に手が回らず製造できる量も少なかった。

○導入後
仕込み時間・調理時間が短縮され、一度に製造できる量も増えて効率が上がった。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
スチームコンベクションオーブン	ホテル業 飲食業 居酒屋 等	計10事業場
食材スライサー	すし屋 鉄板焼き屋	計4事業場
業務用製氷機	飲食業	計2事業場

POSレジシステム、自動釣銭機等

【生産性向上の効果】

○導入前
入金・売上の集計や、領収書、釣銭支払等、作業時間が長くなっていた。

○導入後
清算業務が自動化され時間短縮されることにより、顧客の回転率も向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
POSレジシステム	飲食業 喫茶店 ラーメン店 等	計9事業場
自動釣銭機 券売機	飲食店	計4事業場

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部を助成します。

中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例 30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント 賃上げ＋設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要がある
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

活用のポイント 労働時間削減等の取組(賃上げ)＋設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合
(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算
(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合
※2 5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げた場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

活用のポイント 職業訓練＋経費助成等(訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や雇用環境の整備(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度	50万円
②諸手当等制度	(40万円)
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円
⑤健康づくり制度	(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)

活用のポイント 雇用管理改善の取り組み(賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1)括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2)①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)
- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース:事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,635円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP
「賃上げ」支援助成金パッケージ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/nitsuite/bunya/package_00007.html



(R7.4)